

議案第 4 3 号

さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 9 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例

さいたま市事務分掌条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 7 4 号）の一部を次のよう  
に改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、  
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当  
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（局等の設置）</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属 する事務を分掌させるため、次に掲げる局等を設 けるものとする。</p> <p>〔略〕</p> <p><u>市民・スポーツ文化局</u></p> <p>保健福祉局</p> <p><u>子ども未来局</u></p> <p>〔略〕</p>	<p>（局等の設置）</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属 する事務を分掌させるため、次に掲げる局等を設 けるものとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>市民局</p> <p>保健福祉局</p> <p>〔略〕</p>
<p>（分掌事務）</p> <p>第 2 条 前条の局等の分掌事務は、次のとおりとす る。</p> <p>市長公室</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>広報及び広聴</u>に関すること。</p> <p>〔略〕</p> <p><u>市民・スポーツ文化局</u></p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>スポーツの振興</u>に関すること。</p> <p>保健福祉局</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第 2 条 前条の局等の分掌事務は、次のとおりとす る。</p> <p>市長公室</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 広報に関すること。</p> <p>〔略〕</p> <p>市民局</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>保健福祉局</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p>

子ども未来局 <u>(1) 子ども及び青少年の健全育成に関すること。</u> <u>(2) 子どもの保育に関すること。</u> [略]	[略]
--	-----

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

( さいたま市行政区画審議会条例の一部改正 )

2 さいたま市行政区画審議会条例（平成 13 年さいたま市条例第 289 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
( 庶務 ) 第 5 条 審議会の庶務は、 <u>市民・スポーツ文化局</u> において処理する。	( 庶務 ) 第 5 条 審議会の庶務は、 <u>市民局</u> において処理する。

( さいたま市青少年問題協議会条例の一部改正 )

3 さいたま市青少年問題協議会条例（平成 13 年さいたま市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
( 庶務 )	( 庶務 )

第 5 条 協議会の庶務は、 <u>子ども未来局</u> において処理する。	第 5 条 協議会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。
--	---------------------------------------

(さいたま市消費生活条例の一部改正)

4 さいたま市消費生活条例 (平成 18 年さいたま市条例第 25 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第 38 条 審議会の庶務は、 <u>市民・スポーツ文化局</u> において処理する。	(庶務) 第 38 条 審議会の庶務は、 <u>市民局</u> において処理する。